

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

府中町は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

府中町長

公表日

令和3年8月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	<p>府中町は、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づき、児童扶養手当の支給に関する事務を行い、特定個人情報ファイルは、児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定により、以下の事務で取り扱う。</p> <p>①児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②児童扶養手当法による児童扶養手当証書に関する事務 ③児童扶養手当の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ④児童扶養手当の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑤児童扶養手当の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑥児童扶養手当の監護等児童の数が減じた場合の、届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p>
③システムの名称	1. 児童扶養手当システム(児童福祉システム内) 2. 団体内統合利用番号連携サーバー 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法 第9条第1項 別表第一(37の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第一省令」という。)第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項) ・別表第二省令(第10条の3、第12条第1号ル、第2号リ、第4号ヌ、第5号、第6号リ、第8号ル、第19条第1号ル、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第35条第2号、第36条第1号ロ、第2号ロ、第44条第1号ル、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第53条第1号ト、第59条の2の2第1号ヌ、第2号、第3号、第4号) ※番号法別表第二の30、47の項に係る主務省令は未制定。 <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(57の項) ・別表第二省令(第31条)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	府中町福祉保健部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	府中町福祉保健部子育て支援課 〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号 082-286-3163
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	府中町福祉保健部子育て支援課 〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号 082-286-3163

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・別表第二省令(第10条の3、第12条第1号又、第3号又、第4号、第6号ル、第19条第1号ル、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第35条第2号、第36条第1号口、第2号口、第44条第1号ル、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第59条の2第1号リ、第2号、第3号、第4号) ※平成28年9月12日改正別表第二省令に番号法別表第二の30の項、47の項の規定なし。	・別表第二省令(第10条の3、第12条第1号又、第3号又、第4号、第6号ル、第19条第1号ル、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第26条の2、第35条第2号、第36条第1号口、第2号口、第44条第1号ル、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第59条の2第1号リ、第2号、第3号、第4号) ※平成28年9月12日改正別表第二省令に番号法別表第二の30の項の規定なし。	事後	
平成29年7月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 山西 仁子	子育て支援課長 新見 公平	事後	
平成29年7月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年7月31日	II しいき値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成30年8月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・別表第二省令(第10条の3、第12条第1号又、第3号又、第4号、第6号ル、第19条第1号ル、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第26条の2、第35条第2号、第36条第1号口、第2号口、第44条第1号ル、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第59条の2第1号リ、第2号、第3号、第4号) ※平成28年9月12日改正別表第二省令に番号法別表第二の30の項の規定なし。	(別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二省令(第10条の3、第12条第1号又、第2号チ、第4号又、第5号、第6号チ、第8号ル、第19条第1号ル、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第35条第2号、第36条第1号口、第2号口、第44条第1号ル、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第59条の2第1号リ、第2号、第3号、第4号) ※別表第二省令の第30、47の項に係る主務省令は未制定。	事後	
平成30年8月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年8月1日	II しいき値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、116の項) ・別表第二省令(第10条の3、第12条第1号又、第2号チ、第4号又、第5号、第6号チ、第8号ル、第19条第1号ル、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第35条第2号、第36条第1号口、第2号口、第44条第1号ル、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第59条の2第1号リ、第2号、第3号、第4号) ※※別表第二省令の第30、47の項に係る主務省令は未制定。	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、116の項) ・別表第二省令(第10条の3、第12条第1号ル、第2号リ、第4号又、第5号、第6号リ、第8号ル、第19条第1号ル、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第35条第2号、第36条第1号口、第2号口、第44条第1号ル、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第59条の2第1号又、第2号、第3号、第4号) ※※番号表別表第二の30、47の項に係る主務省令は未制定。	事後	
令和1年6月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 新見 公平	子育て支援課長	事後	
令和1年6月25日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月25日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策		新規項目	事後	
令和1年6月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、116の項) ・別表第二省令(第10条の3、第12条第1号又、第2号チ、第4号又、第5号、第6号チ、第8号ル、第19条第1号ル、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第35条第2号、第36条第1号口、第2号口、第44条第1号ル、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第59条の2第1号リ、第2号、第3号、第4号) ※※別表第二省令の第30、47の項に係る主務省令は未制定。	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、116の項) ・別表第二省令(第10条の3、第12条第1号ル、第2号リ、第4号又、第5号、第6号リ、第8号ル、第19条第1号ル、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第35条第2号、第36条第1号口、第2号口、第44条第1号ル、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第59条の2第1号又、第2号、第3号、第4号) ※※番号表別表第二の30、47の項に係る主務省令は未制定。	事後	
令和2年6月19日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月19日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年6月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、116の項) ・別表第二省令(第10条の3、第12条第1号ル、第2号リ、第4号ヌ、第5号、第6号リ、第8号ル、第19条第1号ル、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第35条第2号、第36条第1号ロ、第2号ロ、第44条第1号ル、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第59条の2第1号ヌ、第2号、第3号、第4号) ※※番号表別表第二の30、47の項に係る主務省令は未制定。	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項) ・別表第二省令(第10条の3、第12条第1号ル、第2号リ、第4号ヌ、第5号、第6号リ、第8号ル、第19条第1号ル、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第35条第2号、第36条第1号ロ、第2号ロ、第44条第1号ル、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第53条第1号ト、第59条の2第1号ヌ、第2号、第3号、第4号) ※※番号法別表第二の30、47の項に係る主務省令は未制定。	事後	
令和3年8月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二省令第59条の2	(別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二省令第59条の2の2	事後	条ズレは、令和2年7月31日施行の法改正に伴うものである。
令和3年8月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	号ズレは、令和3年9月1日施行の法改正に伴うものである。